

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の免許後の変更に係る次の記述のうち、免許人が変更検査（電波法第18条の検査をいう。）を受け、その検査に合格した後でなければ、その変更に係る部分を運用してはならない（注）ときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 総務省令で定める場合を除く。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方の変更の許可を受けたとき。
- 2 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線局の目的の変更の許可を受けたとき。
- 3 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、電波の型式及び周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。

A-2 航空移動業務の無線局の無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第42条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注）を行ってはならない。ただし、航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

(1) 免許証 (2) 写真1枚 (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

A-3 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

- | A                  | B               |
|--------------------|-----------------|
| 1 電波の型式及び周波数       | 遭難通信            |
| 2 電波の型式及び周波数       | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信            |
| 4 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |

A-4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を  B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他の無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信
3 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線局等の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第146条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①による航空局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、別に告示する。
- ③ ①による航空地球局の聴守電波の型式は、G 1 D又はG 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。
- ④ ①による義務航空機局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、次の表の左欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	(1) <input type="text"/> B (2) 当該航空機が <input type="text"/> C
航空法第96条の2第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局が指示する周波数

- ⑤ ①による航空機地球局の聴守電波の型式は、G 1 D、G 7 D又はG 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。

A	B	C
1 F 3 E	1 2 1. 5 MHz 又は 1 2 3. 1 MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
2 F 3 E	1 2 1. 5 MHz	適切であると認める周波数
3 A 3 E 又は J 3 E	1 2 1. 5 MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
4 A 3 E 又は J 3 E	1 2 1. 5 MHz 又は 1 2 3. 1 MHz	適切であると認める周波数

A-6 航空移動業務の無線局は、無線電話通信において、自局に対する呼出しを受信した場合に呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、どうしなければならないか。無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出符号又は呼出名称を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 3 応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-7 次に掲げる通報のうち、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものはどれか。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の運航計画の変更に関する通報
- 2 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- 3 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- 4 航行中の航空機に関し、当該航空機を運行する者から発する急を要する通報

A-8 次の記述は、航空機局に対する使用電波の指示について述べたものである。無線局運用規則（第154条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 責任航空局は、 A  に対し、無線局運用規則第152条（周波数等の使用区別）の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。
- ② 航空機局は、①の規定により指示された電波によることを不適当と認めるときは、その指示をした責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。
- ③ 航空無線電話通信網に属する責任航空局は、①の規定による電波の指示に当たっては、 B  をそれぞれ区別して指示しなければならない。
- ④ ③の責任航空局は、①及び③の規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、 C  を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

A	B	C
1 通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
2 通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
3 自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨
4 自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数

A-9 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その違反について  A  に報告しなければならない。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が  B  に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して  C  ならない。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	その違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ
2 その局の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	必要な措置を執らなければ
3 その違反をした者の属する国の主管庁	その違反を行った局	必要な措置を執らなければ
4 その違反をした者の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ

A-10 遭難通信は、遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行う通信か。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥る おそれ がある場合その他緊急の事態が発生した場合に行う通信
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥る おそれ がある場合に行う通信
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合に行う通信
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に行う通信

**A-11** 航空局等における緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局等（注）は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。  
注 航空局等とは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。
- 2 航空局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が終了するまでの間（航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも15分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。  
注 航空局等とは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。
- 3 航空移動業務の無線局相互間において無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 4 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその航空局又は航空機の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

**A-12** 次の記述のうち、航空移動業務における遭難通信が終了したときに、遭難通信を宰領した航空局が執らなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- 2 できる限り速やかに遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- 3 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- 4 直ちに航空交通管制の機関及び遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

**A-13** 次の記述は、遭難通信の取扱いをしなかった場合等の罰則について述べたものである。電波法（第105条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①  が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 に処する。
- ② 遭難通信の取扱いを妨害した者も、①と同様とする。

A	B
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役
2 無線通信の業務に従事する者	1年以上10年以下の懲役
3 免許人及び無線従事者	1年以上の有期懲役
4 免許人及び無線従事者	1年以上10年以下の懲役

**A-14** 航空移動業務の無線局の免許状及び無線従事者免許証に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、航空局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 2 航空機局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 無線従事者がその業務に従事しているときは、免許証は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて、直ちに提示することができるように無線局内の適切な場所に保管して置かななければならない。

B-1 航空移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の技術基準に合致するものでなければならない。

B-2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の記号	電波の型式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
G1B	<input type="text" value="ア"/>	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	<input type="text" value="イ"/>
A2D	<input type="text" value="ウ"/>	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text" value="エ"/>
A3E	<input type="text" value="ウ"/>	<input type="text" value="オ"/>	電話（音響の放送を含む。）
J3E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	<input type="text" value="オ"/>	電話（音響の放送を含む。）

- 1 パルス変調（変調パルス列）で時間変調
- 2 角度変調で位相変調
- 3 電信（自動受信を目的とするもの）
- 4 電信（聴覚受信を目的とするもの）
- 5 振幅変調で両側波帯
- 6 振幅変調で残留側波帯
- 7 ファクシミリ
- 8 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
- 9 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
- 10 アナログ信号である単一チャンネルのもの

B-3 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の  に限る。ただし、 のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために  ことができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の  又は使用  については、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- 1 航行中
- 2 航行中及び航行の準備中
- 3 受信装置
- 4 無線電話の送受信装置
- 5 その運用の停止を命ずる
- 6 必要な措置を執ることを求める
- 7 順序若しくは時刻
- 8 方法
- 9 電波の型式若しくは周波数
- 10 送信機若しくは空中線

B-4 航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局又は航空機局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。
- イ 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- ウ 遭難通報を受信し、これに応答した航空局又は航空機局は、当該遭難通信の宰領を行い、又は適当と認められる他の航空局に当該遭難通信の宰領を依頼しなければならない。
- エ 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに応答したときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し送信しなければならない。
- オ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対し、当該遭難通報を送信しなければならない。

B-5 次の記述は、航空移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 ア 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び  イ  並びに  ウ （以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の  エ  までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）が、総務省令で定めるところにより当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 オ  することができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

- |                                      |           |            |
|--------------------------------------|-----------|------------|
| 1 総務省令で定める時期ごとに                      | 2 毎年1回    | 3 員数       |
| 4 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行うものを含む。） |           |            |
| 5 時計及び書類                             | 6 計器及び予備品 | 7 10日前     |
| 8 1月前                                | 9 省略      | 10 その一部を省略 |

B-6 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務航空機局に備付けを要するものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 免許状
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- エ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続